平川市社会福祉協議会 有料広告掲載要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、社会福祉法人平川市社会福祉協議会(以下「市社協」という。) が掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体)

- 第 2条 本会では、次の各号を広告媒体として、広告を掲載する。
 - (1) 本会広報誌「社協だより」
 - (2) 本会が開催する大会、研修会資料
 - (3) 本会封筒
 - (4) その他

(広告の範囲)

- 第 3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。
 - (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (5) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
 - (6) 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (7) その他、広告として妥当でないと会長が認めるもの

(広告の規格等)

第 4条 広告の規格、掲載期間、枠数、広告料、作成方法については別表のとおり とする。

(募集方法)

第 5条 広告募集方法については、第2条の広告媒体ごとに、その性質に応じて、 主管部署において定めるものとする。

(申込)

第 6条 広告の申込については、前条の募集方法にしたがい、様式第1号にて本会会長宛てに申込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第 7条 前条の申込により申込のあったときは、掲載の可否について、速やかに 様式第2号にて申込者宛てに通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第 8条 前条により通知され掲載を認められた者(以下「広告主」という。)は、 指定する期日までに所定の広告料を納入するものとする。

(広告主の責任等)

第 9条 掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負うものとし、情報 掲載の結果、本会が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の 責任を広告主が負担するものとする。

(広告掲載の取り消し)

- 第10条 次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。
 - (1) 広告主が期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
 - (2) その他市社協会長が認めたとき

(広告掲載料の環付)

第11条 前条の規定により掲載を取り消したときは、広告掲載料は還付しない。 ただし、本会の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付する ことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年11月6日から施行する。

別表(有料広告掲載要綱第4条関係)

媒 体	区分	規格	期間、回数、 箇所	広告料	備考		
(1) 広 報 誌 「社協だより」	A	1/4 頁	1回	20,000円	・年2回発行 (10,000 部) ・フルカラー 印刷		
	В	縦 60mm×横 170mm	2回(年間)	35,000円			
	С	1/8 頁	1 回	10,000円			
	D	縦 60mm×横 80mm	2回(年間)	15, 000 円			
(2) 大会、研修会 資料	A	1/2 頁	1 🗔	5,000円	・モノクロ (200 部〜300 部)		
	В	1 頁	1 回	10,000円			
(3) 本封筒	A	長形3号 縦80mm× 横100mm	1 🖃	10,000円	・モノクロ (1,000 枚)		
	В	角形 2 号 縦 120mm× 横 200mm	1 回	20,000円			
(4) その他	規格、広告料等は別に定める						

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会会長 様

平川市社会福祉協議会 有料広告掲載申込書

貴 社	名:	
代表者	· 十名:	_印
担当者	· 十名:	
所 在	地:	
電	話:	
ファック	ウス:	

平川市社会福祉協議会 有料広告掲載要綱に基づき、下記のとおり申し込みます。

1 掲載を希望する媒体(○をしてください)	 本会広報誌「社 本会が開催する 本会封筒 その他(協だより」 大会、研修会資料	料)
2 区分(○をしてください)	A	В	С	D	
3 規格(○をしてください)	(1) 1/4 頁 (3) 長3形	1/8 頁 角形2		1/2 頁 その他	1 頁
4 掲載期間、回数 (○をしてください)	• 1	. 回	・2回((年間)	
5 広告掲載料 (○をしてください)	· 5,000円 · 20,000円	·10,00		•15,000	円
6 広告内容					
7 承諾事項(それぞれ○をしてください)	申込にあたっては、 遵守することを承諾し広告の内容に著作権	ます。			

 平社協発第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 会長 外川三千雄

平川市社会福祉協議会 有料広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けで、申込のあった標記広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1 掲載を可とする。

1	広告媒体	
2	区 分	
3	規格	
4	期間・回数等	年間回
5	広告掲載料	円
6	納付期限	令和 年 月 日()
7	振込先 (お振込みで納付 される場合)	
8	広告掲載条件	・ 平川市社会福祉協議会 有料広告掲載要綱の内容を遵守すること。・ 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないこと。